

インターネット通販の定期購入トラブルに注意しましょう!

◎事例紹介

○その1

「お試し500円!」というインターネット広告を見て、安価で一回だけお試しができてと思って注文したら、必ず購入しなければならない回数があるかじめ決められており、その支払総額が高額な定期購入の契約であった。



え～
一回だけの「お試し」
じゃないの?

○その2

定期購入の健康食品を次回分から解約しようと思い、販売業者に電話したが、電話がつながらず「電話では解約不可です。SNSの当社公式アカウントを登録して解約手続をおとりください」というショートメールが届いた。SNSを利用したことがなく、解約できない。



これじゃ、
いつまでたっても
解約できないよ!

◎トラブル防止のチェックポイント

注文を確定する前に

- 広告や販売サイトの画面を自らゆっくりスクロールして、隅々まで読みましたか? 契約条件や利用規約等を理解し納得した上での購入ですか?
- 定期購入が契約条件になっていませんか? 必ず購入しなければならない回数がかじめ決められていませんか?
- 必ず購入しなければならない回数をすべて購入した場合の契約全体の支払総額はいくらですか? 初回の価格だけを見れば一見お得でも、契約全体や支払総額で見れば、初回価格のお得感がすすんでしまうくらい、支払総額が高額ではありませんか?
- 解約返品可否、その条件を確認しましたか? なお、通販では、クーリングオフはできません。
- 解約返品の方法も確認しましたか? 「電話による解約はできません」などと記載されていませんか?
- ネット上の広告や販売サイトは、短期間で消えてしまったり、その内容が変わってしまうことが少なくありません。可能であれば、広告や販売サイトをスクリーンショットで保存しましょう。

トラブルに遭った場合には、五所川原市消費生活センター(Tel33-1626 または Tel26-5881)に相談しましょう。

五所川原市 相談窓口紹介ネットワーク 連絡先

相談の種類	相談の内容	相談窓口	電話番号・受付時間
消費生活相談	商品・サービスの提供や契約に関する苦情相談、および多重債務に関する相談	五所川原市消費生活センター	Tel33-1626 / Tel26-5881 月～金 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
		消費者ホットライン	局番なし 188(いやや) 月～金 9:00～17:30 土・日・祝 10:00～16:00 (年末年始を除く)
	借金(多重債務)などに関する相談	消費者信用生活協同組合	Tel0120-102-143 月～金 第2・4土曜日 9:00～17:00(祝日を除く)